

## 日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化

### (新たな措置：ポルトガル関連部分)

●日本政府は、日本時間25日、新型コロナウイルス感染症対策本部会合を開催し、「水際対策強化に関する新たな措置」について決定しました。詳細は、以下の当館ホームページをご覧ください。

<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100058525.pdf>

●これにより、ポルトガルを含め、これまで査証制限措置がとられていた国・地域に対する査証制限等の措置が6月末日まで延長されます。また、日本上陸前14日以内にこれらの国に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、6月末まで入国拒否の対象になり、上陸拒否対象地域を給油や乗り継ぎ目的で経由（経由地での入国の有無は問わない）した後に本邦に到着する場合も、原則、上陸拒否の対象となります（日本国籍者は入国拒否の対象にはなりません。）。

査証制限措置対象国等については、以下の外務省ホームページをご確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

●今回措置を受け、引き続きポルトガルを含めた入国拒否対象地域を出発または経由し、日本に到着される方におかれましては、14日間の待機要請に加え、空港到着時にPCR検査を受ける必要があります。PCR検査にかかる所要時間は、帰国者の数やタイミングによって大幅に変わることが予想され、多くの方が一度に帰国される場合には長時間かかることもあるますので、ご留意願います。

●また、上陸拒否及び査証制限措置の国・地域に所在する日本大使館または総領事館で発給済みの一次及び数次査証（各対象国・地域に対する査証制限措置実施後に発給された者を除く）の効力の停止についても6月末まで継続されることとなります。

●帰国される方に対する水際対策に関し、厚生労働省ホームページに詳しく記載されておますので、同HPもご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

**【連絡先】**

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail : [consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)